

お知らせ

◆年金を増やしたい方へ
付加年金をご存じですか?

国民年金に加入して保険料を納めている方(第1号被保険者・任意加入被保険者)が、将来受け取る年金額を増やしたい場合には、付加年金に加入することができます。

国民年金の定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納めると、老齢年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、増額・減額はありません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。申し込み先は、国民年金課または本納支所です。

※国民年金基金に加入されている場合は、付加保険料を納付できません。

お問い合わせは、
国民年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

◆耕作放棄地再生の支援策について

雑草が茂る耕作放棄地は、地域環境に悪影響を与えています。

そこで国や県では、再生後5年間の耕作など一定の要件を満たせば、再生作業の経費の一部を助成しています。

助成を希望される場合は取り組みを行う前にお問い合わせください。

また、地域の再生作業を支援するボランティア「耕作放棄地活用応援団」も募集中です。

お問い合わせは、
農政課(6階)

☎(20)1526、FAX(20)1604

千葉県農地・農村振興課

☎043(223)2862へ。

(受付8時～16時)
・追加
毎週金曜日9時～

(受付8時～11時30分)
お問い合わせは、
公立長生病院

☎(34)2121へ。

◆特定保健指導のご案内

特定健康診査を受診した結果、メタボリックシンドロームの改善が必要な方は特定保健指導の対象となります。

ご利用については、市および委託事業者から対象の方へ連絡をしますので、この機会に是非、お申し込みください。

※委託事業者名
株式会社ベネフィットワ

ン・ヘルスケア

お問い合わせは、
保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865へ。

◆農地の適正な管理に努めましょう

農地に多量の雑草を繁茂させることは、病虫害の発生、火災発生の危険性などの問題があります。

地域で暮らす人たちに悪い影響を及ぼさないために、農

地の所有者(管理者)は、草刈りをするなど、農地の適正な管理に努めましょう。

お問い合わせは、
農業委員会事務局(6階)

☎(20)1530、FAX(20)1604へ。

◆農地転用は許可が必要です

農地法に基づく許可を受けずに、農地を農地以外の目的に利用(転用)することはできません。違反転用は、その行為により、刑事罰の対象となる場合があります。

農地に住宅を建てたい、駐車場、資材置場にしたいなどの農地転用に関する場合は、農業委員会(6階)にお申し出ください。

お問い合わせは、
農業委員会事務局(6階)

☎(20)1530、FAX(20)1604へ。

◆不妊相談のお知らせ

長生健康福祉センターでは、専門医による不妊に関する個別相談を行っています。「どうして赤ちゃんができないのだろう?」「もしかして不妊?」「治療を始めたけどうまくいかないのはどうして?」不妊の悩みを一人で抱

え込んでいませんか。一人で悩まず、ぜひご相談ください。相談日時〓奇数月第3木曜日、14時～16時/場所〓長生合同庁舎1階長生健康福祉センター(茂原110211)/担当医師〓亀田総合病院不妊生殖センター長 高木 清考医師/予約方法〓要事前予約。相談日の10日前までに、ご連絡ください。

お申し込み、お問い合わせは、
千葉県長生健康福祉センター
地域保健福祉課

☎(22)5167へ。

◆自衛官を募集しています

募集職種〓①防衛大学校学生(推薦・総合選抜・一般前期・一般後期)②防衛医科大学校学生(医学科・看護学科)/応募資格〓①②高卒(見込含)21歳未満/受付開始日〓9月5日(金)(ただし、防衛大学校の一般後期は平成27年1月21日)/受付締切日および試験期日、合格発表〓要問合せ/入(校)隊〓平成27年4月上旬

お問い合わせは、
自衛隊茂原地域事務所

☎(25)0452へ。